

感染症の予防対策について

学務課 学生係

本学では、平成 21 年 4 月 1 日より、感染症の集団感染予防対策として、感染症にかかった学生に対して、「学校への出席停止の指示」及び「出席停止期間の授業の取り扱い」について、下記のとおり取り扱うことにしていますので、適切に対応してください。

新型コロナウイルス感染症に関して、令和 5 年 5 月 8 日以降、第 2 種感染症として追加されたため、追記いたします。

記

1 感染症にかかった学生への対応

(1) 出席停止の指示

学校保健安全法施行規則第 18 条（感染症の種類）に定める感染症にかかった学生には、同法施行令第 6 条（出席停止の指示）に基づく出席停止の指示をする。

(2) 出席停止期間にかかる授業の取り扱い

学校保健安全法施行規則第 18 条第 1 項第 2 号に掲げる感染症、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱（但し、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎は除く。）にかかり、出席停止の指示を受け、医師の診断書を提出した学生の当該期間にかかる授業は、出席扱いとする。ただし、実習などの実務を行うことが目的のものや、集中講義はこの限りでない。

2 学生の義務

- (1) 感染症にかかった者、又は疑いのある者は、直ちに下記の担当部署へ報告し、感染症の予防対策に関する説明を受けること。
- (2) 感染症にかかった者、又は疑いのある者は、直ちに医療機関で検診を受けること。
- (3) 感染症にかかった者、又は疑いのある者は、感染を広げないように学校へは来ないこと。
また、通院以外の外出も極力控えること。
- (4) 病気回復後は、速やかに医師の診断書等を提出すること。

3 感染症に関する担当部署(報告・問合せ先)

ひびきのキャンパス

学務課 学生係 電話番号：093-695-3350 メールアドレス：h-gakusei@kitakyu-u.ac.jp

重要

学生のみなさんへ

～感染症による出席停止について～

北九州市立大学では、感染症の集団感染症予防対策として、第二種感染症にかかった学生には出席停止の指示を行います。

<対象となる感染症>

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）・風疹・はしか（麻疹）・咽頭結膜熱・百日咳
水ぼうそう（水痘）・おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）

<感染症の診断を受けた後の流れ>

感染症の診断

その時点で、学務課学生係に**連絡**

職員が **今後の対応** について説明します

- ★大学は出席停止 ⇒ 期間は、感染症の種類・経過で異なります
- ★医療機関の「診断書」を取ってください(出席扱い確認書申請に必要)
- ★健康管理や、その後の経過報告などについて説明します

回復後、学務課学生係へ(診断書等証明書持参)

出席扱い確認申請書を提出

注意:連絡なく、欠席した場合は申請できません。

出席扱い確認書の受取

各自で欠席授業担当教員へ

<ご相談・お問い合わせ先>学務課 学生係

電話番号:093-695-3350 (8:30~17:15)

メールアドレス:h-gakusei@kitakyu-u.ac.jp